

1 解体業更新許可申請の手続き

必要書類一覧

(個人、法人共通)

必要書類	注意事項
解体業許可（許可の更新）申請書（様式第五）	
欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書（別紙1）	
解体業の用に供する施設（積替え・保管の場所を含む）の構造を明らかにする平面図・立面図・断面図・構造図	注）更新許可申請の場合、内容に変更がない場合に限り、当該書類の提出は不要です。
設計計算書（雨水量算出算定・油水分離装置等）（資料1参照）	注）同上
付近の見取図	注）同上
施設の所有権（又は使用権原）の証明書	注）同上
運搬車両の車検証の写し、借用の場合は併せて車両使用承諾に関する証明書	有効期間内の車検証の写し、借用の場合（車検証の所有者欄・使用者欄に申請者の氏名・名称が記載されていない場合）は併せて車両賃貸契約書の写し又は承諾書
事業計画書及び収支見積書（別紙2）	
標準作業書（資料2参照）	
解体業許可証	更新許可申請の場合、許可証の原本を返納してください。

(法人の場合)

定款又は寄付行為	
登記事項証明書	発行日から3ヶ月以内のもの
住民票 ・役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員。） ・政令で定める使用人（申請者の使用人で、①本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者） ・持分100分の5以上の株主又は出資者	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地記載の発行日から3ヶ月以内のもの ・外国人の場合は国籍等記載の発行日から3ヶ月以内のもの ・株主又は出資者が法人の場合は住民票の代わりに登記事項証明書を添付してください。登記されていないことの証明書は不要です。
登記されていないことの証明書 ・役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員。） ・政令で定める使用人（申請者の使用人で、①本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者）	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3ヶ月以内のもの ・登記されていないことの証明書とは、成年被後見人・被保佐人とする記録がないことを証明するものです。（成年被後見人・被保佐人は、自動車リサイクル法の解体業の許可を取得できません。） ・登記されていないことの証明書の発行は東京法務局後見登録課及び各法務局・地方法務局（支局・出張所を除く）で行っています。（下記※印参照）

・持分 100 分の 5 以上の株主又は出資者	
-------------------------	--

(個人の場合)

<p>住民票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者 ・政令で定める使用人（申請者の使用人で、①本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者） ・法定代理人（申請人が未成年者の場合） ・法定代理人が法人である場合は、法人の役員 	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地記載の発行日から 3 ヶ月以内のもの ・外国人の場合は国籍等記載の発行日から 3 ヶ月以内のもの
<p>登記されていないことの証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者 ・政令で定める使用人（申請者の使用人で、①本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者） ・法定代理人（申請人が未成年者の場合） ・法定代理人が法人である場合は、法人の役員 	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から 3 ヶ月以内のもの ・登記されていないことの証明書とは、成年被後見人・被保佐人とする記録がないことを証明するものです。（成年被後見人・被保佐人は、自動車リサイクル法の解体業の許可を取得できません。） ・登記されていないことの証明書の発行は東京法務局後見登録課及び各法務局・地方法務局（支局・出張所を除く）で行っています。（下記※印参照）
<p>登記事項証明書及び定款又は寄付行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定代理人が法人である場合 	<p>登記事項証明書は発行日から 3 ヶ月以内のもの</p>

※登記されていないことの証明書の発行について詳しくは次にお問い合わせください。

○東京法務局 民事行政部 後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階

電話番号 03-5213-1234（代表） 03-5213-1360（ダイヤルイン）

○奈良地方法務局 戸籍課

〒630-8301 奈良市高畑町552

電話番号 0742-23-5534（代表）

注) 更新許可申請の場合、その内容に変更が無い場合に限り、解体業の用に供する施設の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取図及び施設の所有権（又は使用権原）の証明書については不要です。

2 許可申請書の提出部数及び提出先

- ・ 必要な書類を添えて、正本1部、申請者の控えの副本1部（正本のコピー可）の計2部を奈良市廃棄物対策課へ提出してください。副本は許可証交付時に返却します。
- ・ 申請の受付は、土・日、祝・休日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで行っています。
- ・ 許可申請の送付の受付は行っていません。

3 申請手数料

- ・ 申請には、許可申請手数料が必要です。

解体業更新許可申請（5年ごとに更新）	70,000円
--------------------	---------

- ・ 申請手数料は申請受付時にお渡しする納入通知書で納入通知書裏面記載の金融機関にて納入してください。
- ・ 申請者の都合で申請を取り下げた場合や不許可になった場合でも、手数料を返還できません。
- ・ 変更届出及び廃業届出に手数料は必要ありません。

4 審査

- ・ 審査には3ヶ月程度の日数を要します。
- ・ 許可申請内容が許可基準に適合しているかどうか、欠格要件（別紙1 誓約書）に該当していないかどうかについて審査を行います。また、申請内容の現地確認を行います。
- ・ 受付時の書類審査は概略審査ですので、受付以降の実質的審査の過程で書類等に不備があれば補正を求めます。

5 許可証の交付

- ・ 審査の結果、許可申請内容が許可基準に適合しているときは、受付時にお渡ししている受領証と引き換えに、奈良市廃棄物対策課にて許可証を交付します。また、その際に申請書の副本をお返しします。

6 許可の有効期間と更新申請

- ・ 許可の有効期間は5年間です。更新を受けなければ、有効期間が経過すると、その効力を失います。
- ・ 更新申請については、許可証の有効期間満了の3ヶ月前から受け付けます。有効期間満了の解体業許可証は返納してください。

（注）有効期間を過ぎると更新の受付はできません。新規許可申請をしていただくことになります。

【申請書類等の提出先及び問い合わせ先】

〒631-0801

奈良市左京五丁目2番地

奈良市廃棄物対策課

電話番号 0742-71-2226

FAX 0742-71-1621